

# 第3次三重県 ユニバーサルデザインの まちづくり推進計画 2015-2018



マークの意味



知っていますか？



平成27（2015）年4月

三重県

	<p>名称：<u>UD（ユニバーサルデザイン）マーク</u></p> <p>意味：三重県のUD（ユニバーサルデザイン）のマークです。壁を通り越して、お互いがわかり合おう、協力し合おうと手を握り合っている様子をあらわしています。</p>
	<p>名称：<u>「三重おもいやり駐車場利用証」</u></p> <p>意味：障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場利用証」を交付する制度です。</p> <p>この制度の導入により、だれが「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする方が利用しやすくなることをめざしています。</p>
	<p>名称：<u>「整備基準適合証」プレート</u></p> <p>意味：三重県では、「だれもが暮らしやすいまちづくり」を進めるため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合している施設に「適合証プレート」を交付しています。</p> <p>施設を利用する人が、このマークを見て、「だれにでもやさしい施設」だとわかるようにするためです。</p>
	<p>名称：<u>「マタニティマーク」</u></p> <p>意味：平成18（2006）年に厚生労働省の「健やか親子21」推進検討会において検討され、定められたもので、妊産婦が公共交通機関等を利用する際に身につけ、周囲の人が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマークです。</p>
	<p>名称：<u>「ベビーカーマーク」</u></p> <p>意味：国土交通省が設置した「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討を経て、平成26（2014）年3月26日に定められました。</p> <p>使用者がベビーカーを安心して使用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車いすスペース等）を表します。</p>

# 目次

## はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは	1
------------------	---

## 第1章 計画策定の趣旨

I 経緯	2
II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況	3
III 計画策定の趣旨	8

## 第2章 これまでの取組の検証

I これまでの取組の成果	9
1 ユニバーサルデザインの意識づくり	9
2 だれもが暮らしやすいまちづくり	12
3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供	17
II これまでの取組の課題	22
1 ユニバーサルデザインの意識の啓発	22
2 利用者視点のまちづくり	22
3 わかりやすい情報・利用しやすいサービスの提供	23
III これからの取組の視点	23
1 「障害者差別解消法」への対応	23
2 少子化対策としてのユニバーサルデザイン	24
3 バリアフリー観光の推進	24

## 第3章 第3次推進計画の取組

I 計画の目標（めざす姿）	25
II 計画期間	25
III 施策体系	25

### 施策体系1

ユニバーサルデザインの意識づくり	26
1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり	26
2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり	28

### 施策体系2

だれもが暮らしやすいまちづくり	31
1 安全で自由に移動できるまちづくり	31
2 安心して快適に過ごせるまちづくり	32

### 施策体系3

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進	35
1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進	35
2 だれもがわかりやすい情報の提供	36
3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供	37

## 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

I 県の取組の進め方	41
1 県の推進体制	41
2 さまざまな主体との連携	41
II さまざまな主体の役割	42
1 県民の皆さん一人一人の役割	42
2 市町の役割	42
3 UDアドバイザー・UD団体の役割	42
4 地域の団体の役割	43
5 事業者の役割	43
III 計画の進捗管理	43
IV 計画の見直し	43
関係する主な法令	44
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	45
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員	53

# はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは

「ユニバーサルデザイン」とは、「普遍的な、全体の」という意味であるユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われています。

このユニバーサルデザインの考え方は、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ということです。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（アメリカ合衆国）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

==ユニバーサルデザインの7つの原則==

- 1 だれもが使って手に入れることができる（公平性）  
例）自動ドア、ノンステップバス
- 2 柔軟に使うことができる（自由度）  
例）階段・エレベーター・エスカレーター等複数の手段が選べる施設  
高さが違う複数の手すりがある階段
- 3 使い方が簡単にわかる（単純性）  
例）シャンプーの容器のギザギザ
- 4 使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）  
例）ピクトグラム（絵文字）
- 5 間違えても重大な結果にならない（安全性）  
例）駅のホームの落下防止柵、連続使用時間等によるガスの遮断装置
- 6 少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）  
例）レバーハンドル式の給水器、タッチセンサー式の照明
- 7 使うときに適当な広さがある（スペースの確保）  
例）多機能トイレ、車いす対応エレベーター

# 第1章 計画策定の趣旨

## I 経緯

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。

かつて、私たちをとりまく環境や制度等には、さまざまなバリア（障壁）が存在し、すべての人が円滑に社会活動に参加しているとは言いがたい状況にありました。

このため、三重県では、障がい者、高齢者等の社会参加を困難にしているバリアを取り除いていくこととし、平成11（1999）年4月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行し、この条例に基づく「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

平成19（2007）年3月には、今あるバリアを取り除くというバリアフリーの取組とともに、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下「UD条例」といいます。）」に改正しました。

その上で、「UD条例」第8条に基づき、県議会の議決を経て、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010」、「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2011-2014」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

## II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況

- 県内で身体障害者手帳を所持している人は 74,181 人（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）（表 1 のとおり）、療育手帳を所持している人は 12,248 人（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）（表 2 のとおり）、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は 10,000 人（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）（表 3 のとおり）となっており、あわせて 96,429 人となっています。
- 県内の高齢者（65 歳以上）の人口は、平成 25（2013）年 10 月 1 日現在 477,152 人で、県民全体の 4 人に 1 人を超え 26.1%に達しており、平成 37（2025）年度には 30%を超え、平成 47（2035）年度には約 3 人に 1 人に達していると予測されています。（図 1 のとおり）
- 県内の在留外国人数は、42,945 人（平成 25（2013）年 12 月末現在）（図 2 のとおり）で、県民全体の 2.3%となっており、また県内での外国人の延べ宿泊者数は、130,890 人（平成 25（2013）年）（表 4 のとおり）となっています。

【表 1】 身体障害者手帳所持者数（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

障害別	等級						合計	障害別 構成比
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障害	1,651	1,257	371	339	568	338	4,524	6.1%
聴覚又は 平衡機能障害	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378	9.9%
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	26	78	443	296	0	0	843	1.1%
肢体不自由	7,249	7,827	9,073	11,571	3,385	1,822	40,927	55.2%
内部障害	12,428	223	3,211	4,647	0	0	20,509	27.6%
合計	21,704	11,234	14,224	18,095	3,994	4,930	74,181	
等級別構成比	29.3%	15.1%	19.2%	24.4%	5.4%	6.6%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理しています。

【表 2】 療育手帳所持者数（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

項目	障がい程度		計
	A	B	
18歳未満	1,005	2,015	3,020
18歳以上	4,746	4,482	9,228
合計	5,751	6,497	12,248

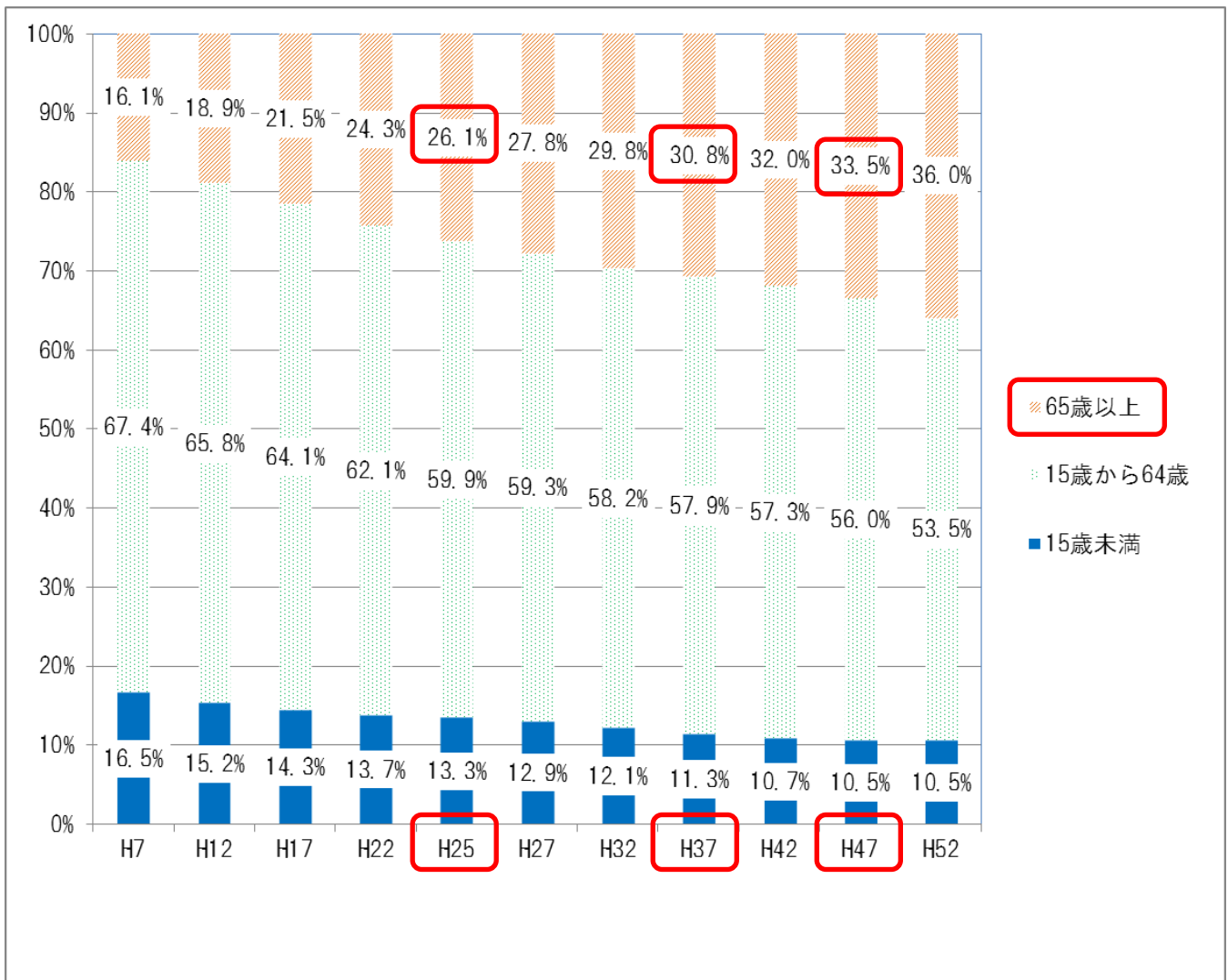
【表 3】 精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

1級	2級	3級	合計
1,073	6,585	2,342	10,000



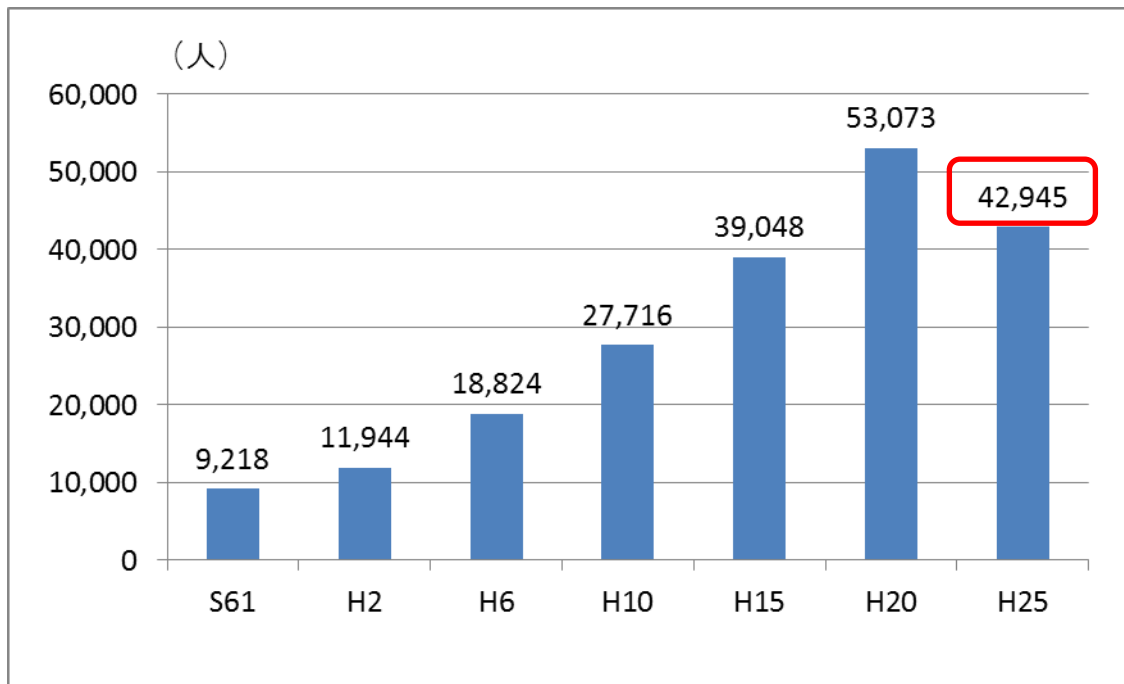
【図1】 三重県の高齢化率の推移



※ 各年齢層の割合（パーセンテージ）については、

- ・ いずれの年についても、「65歳以上」「15歳から64歳」「15歳未満」の和が100%にならない場合があります。また、平成25（2013）年については、年齢不詳の人が分母に含まれています。
- ・ 平成7（1995）年から平成22（2010）年は、「国勢調査」（総務省）から引用しています。
- ・ 平成25（2013）年は、「三重県の人口 —三重県年齢別人口調査結果—（平成25（2013）年10月1日現在）」（三重県）から引用しています。
- ・ 平成27（2015）年から平成52（2040）年は、「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から引用しています。

【図2】 三重県の在留外国人（外国人登録者）数



※ 各年12月末現在の数値です。

※ 平成23(2011)年以前は、「登録外国人統計」(法務省)、平成24(2012)年以降は「在留外国人統計」(法務省)から引用しています。

※ 平成8(1996)年以前は、隔年で調査しています。

【表4】 観光庁宿泊旅行調査結果 三重県の外客宿泊状況（延べ宿泊者数）

（単位 人）

平成25(2013)年 順位	国・地域	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年
1	台湾	25,290	25,330	17,960	12,090	13,200	18,630	28,740
2	韓国	14,950	9,070	11,080	11,800	13,330	13,380	24,480
3	中国	10,340	14,100	13,590	25,300	16,670	14,100	15,560
4	香港	4,740	5,520	3,330	3,500	2,610	3,540	7,570
5	アメリカ	8,260	8,520	5,410	7,250	5,070	5,350	5,710
6	タイ	3,530	2,500	1,940	5,390	2,780	6,910	4,790
7	イギリス	1,560	1,050	3,010	3,840	2,720	3,500	2,050
8	フィリピン	—	—	—	—	—	—	1,570
9	ベトナム	—	—	—	—	—	—	1,080
10	フランス	2,290	4,160	4,320	1,660	1,810	1,740	1,040
11	ドイツ	1,670	2,660	3,970	3,280	2,890	2,070	1,030
12	マレーシア	—	—	—	400	240	450	750
13	シンガポール	820	1,270	1,120	610	760	650	680
14	オーストラリア	610	560	440	630	380	420	620
15	インドネシア	—	—	—	—	—	—	600
16	インド	—	—	—	1,390	660	310	450
17	カナダ	450	970	510	1,590	220	260	240
18	ロシア	—	—	—	1,370	1,570	70	70
その他・不明	—	15,810	15,190	19,880	15,640	12,470	15,110	16,920
合計 (国別合計・従業者数 10人以上施設)		90,320	90,900	86,560	95,740	77,380	86,490	113,950
合計 (国別合計・従業者数 9人以下施設含む)	—	—	—	—	106,000	90,990	94,660	130,890

- ※ 「観光庁宿泊旅行統計調査結果 三重県の外客宿泊状況（延べ宿泊者数）」（平成26（2014）年8月1日更新 三重県 国際戦略課）から引用しています。
- ※ 「従業者数9人以下施設」については、平成22（2010）年4月から推計しています。
- ※ 「国別」の数値は、「従業者数10人以上施設」のみの推計値です。
- ※ 「マレーシア」「インド」「ロシア」については平成22（2010）年から、「インドネシア」「ベトナム」「フィリピン」については平成25（2013）年から推計を行っています。
- ※ 国別の積算と合計（従業者数10人以上施設）の差異は、「その他・不明」で調整しています。
- ※ 「香港」については、「中国」とは別に集計しています。

### Ⅲ 計画策定の趣旨

- 「Ⅱ ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況」のとおり、三重県には、障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な人が生活し、または訪れており、高齢者の県民全体に占める割合は、今後さらに高くなることが見込まれていることから、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が高まっています。
- 「第3回みえ県民意識調査（調査期間 平成26（2014）年1月～2月）」の結果によると、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と実感している人の割合は20代では51.1%、30代では56.6%となっており、地域のサポートが得られていると感じている子育て世代の人たちが半数程度にとどまっている現状があり、ユニバーサルデザインの観点からも子育て世代にやさしいまちづくりが求められています。
- 平成25（2013）年10月の「第62回神宮式年遷宮」、平成26（2014）年7月の「紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録10周年」に先立つ平成25（2013）年6月に、知事が「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていくこととしました。
- 平成33（2021）年に第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、県外の人々も安心して訪れることができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりが一層求められています。
- 平成28（2016）年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）」では、すべての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現が求められています。

このような本県をとりまく状況に対応するため、「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015-2018）（以下「第3次推進計画」といいます。）」を策定し、多様な取組を計画的に実施していきます。

## 第2章 これまでの取組の検証

### I これまでの取組の成果

#### 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

県民の皆さん一人一人が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、行動していただくため、子どもたちを対象とした「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」、自治会・事業者等を対象とした研修を実施するとともに、各種イベント等でキャンペーンを実施し普及啓発に取り組みました。

また、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザー（※）（以下「UDアドバイザー」といいます。）を養成してきました。

これらの取組の結果、県が実施したユニバーサルデザインに関する県民意識調査等によると、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は、平成18（2006）年度では33%でしたが、平成26（2014）年度には64.1%まで上昇しており、さまざまな機会を通じたユニバーサルデザインの普及啓発の成果が徐々に現れてきています。

また、パーキングパーミット制度（「三重おもいやり駐車場利用証制度（※）」）を導入することにより、車いす使用者用駐車区画の適正利用を進めました。

#### ※ユニバーサルデザインアドバイザー（UDアドバイザー）

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、ユニバーサルデザインの基本的な考え方、「UD条例」に基づく整備基準、介添えのノウハウ等について研修を受けた人で、地域における啓発活動等においてリーダー的な役割を担っていただく皆さんです。

#### ※三重おもいやり駐車場利用証制度

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

この制度の導入により、だれが「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする人が利用しやすくなることをめざしています。

#### （1）ユニバーサルデザインの意識の啓発

感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれるよう、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を県内の小中学校、高等学校を対象に、平成14（2002）年度から平成25（2013）年度までの12年間に延べ418校で実施するとともに、「ユニバーサルデザインのまちづくりポスターコンクール」等を実施して、子どもたちへのユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ってきました。

また、自治会・事業者等を対象とした研修、各種イベントでのキャンペーン、ホー

ムページでの情報発信等、さまざまな方法により、広く県民の皆さんへの啓発活動を進めてきました。

なお、ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚のため、各種の人権啓発イベント・講座等を開催し、年平均 39,483 人（平成 22（2010）年度から平成 25（2013）年度までの 4 か年平均）が参加しました。「e-モニター」等アンケート調査では、「一人一人の人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は、平成 22（2010）年度 27.8%でしたが、平成 25（2013）年度には 30.3%となっています。



「ユニバーサルデザインのまちづくり  
学校出前授業（講義）」の様子



「ユニバーサルデザインのまちづくり  
学校出前授業（車いす体験）」の様子

## （2）ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進するため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーを平成 12（2000）年度から平成 23（2011）年度までに 1,074 人養成しました。

また、UDアドバイザーが各地域で結成した団体（以下「UD団体」といいます。平成 27（2015）年 2 月現在 16 団体）が中心となって、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」や自治会・事業者等が実施する研修に講師として参加したり、各種イベント等で啓発活動を実施したりするなどユニバーサルデザインの普及啓発に寄与しています。



UD団体が実施しているショッピング  
センターでの啓発活動の様子

### (3) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の開始

車いす利用者用駐車区画の適正利用を進め、障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成 24（2012）年 10 月に開始しました。

平成 26（2014）年 12 月現在で、利用証交付者数は 25,516 人、駐車区画数は 1,941 施設、3,886 区画を数えており、制度が順調に定着しつつあります。

また、平成 26（2014）年 1 月に実施した利用証の取得者に対するアンケートでは、8 割近くの人が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答しており、制度の導入効果が認められます。



「おもいやり駐車場」に駐車された乗用車  
(県庁前)



「おもいやり駐車場利用証」を  
ルームミラーに掲げた様子

## 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

県では、だれもが安全で自由に移動できるよう、国や市町、事業者等と連携して、歩行空間、公共交通機関、公園等の整備やわかりやすい案内表示の整備を進めてきました。

また、「UD条例」に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に「整備基準適合証プレート」を交付しています。

なお、これらの施設整備を担う県・市町の担当者、事業者等への「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）」や「UD条例」の整備基準に関する啓発活動等についても併せて実施しました。

### (1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、幅が広く段差が少ない歩道や視覚障がい者誘導用ブロック（※）の整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいて歩行空間の整備を進めています。幅の広い歩道（幅2m以上）については、整備延長が1,265km（平成25（2013）年度末現在）に達しました。

また、障がい者、高齢者等が、安全に道路を横断できるよう、バリアフリー対応型信号機の整備を進めており、主な生活関連経路（※）における設置数は207基、整備率は85.5%（平成26（2014）年4月1日現在）となっています。

#### ※視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者の歩行の安全性と利便性向上のため、道路等に設けられたブロックをいいます。視覚障がい者誘導用ブロックには、移動方向を指示するための平行する線状の突起を表面につけた「線状ブロック」と、段差の有無等の警告や注意喚起を行うための点状の突起を表面につけた「点状ブロック」があります。

#### ※生活関連経路

生活関連施設（障がい者、高齢者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路をいいます。

生活関連施設、生活関連経路ともに「バリアフリー法」に基づき、市町村が策定する移動等円滑化基本構想において設定されます。



幅の広い歩道（県道久居停車場津線）



バリアフリー対応型信号機



## (2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を図りました。

鉄道事業者が行う鉄道駅におけるバリアフリー化に、国や市町と連携して支援を行い、平成 26 (2014) 年度までに主要駅 25 駅にエレベーターが設置されました。

また、路線バスについては、バス事業者が行うノンステップバス (※) の導入を支援しており、導入率は 20.75% (平成 25 (2013) 年度末現在) となっています。

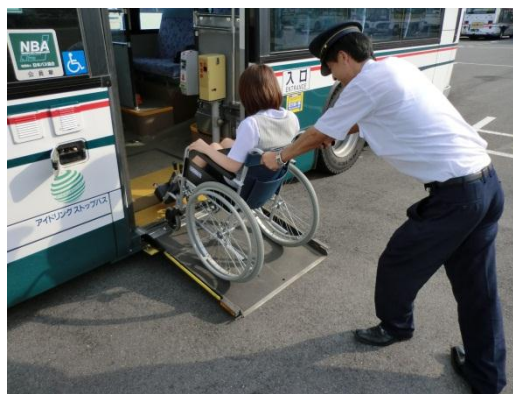
### ※ノンステップバス

床面を低くして乗降ステップをなくし、だれもが乗り降りしやすいバスです。車内段差を小さくした設計により、乗り降りの時や走行中にも安全性の高い車両です。

また、補助スロープやニーリング装置 (床面を更に下げる装置) により、車いすでの乗り降りもスムーズに行うことができます。



鉄道駅に設置されている  
エレベーター (伊勢市駅)



すべての人にとって乗り降りしやすい  
ノンステップバス

### (3) 快適に利用できる建築物の整備

「UD条例」に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に「整備基準適合証プレート」を交付し（平成25年（2013）年度末現在2,444施設（累計））、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

また、三重県総合博物館（Mie Mu）、県伊勢庁舎、県立学校等県有施設についても、さまざまな利用者の意見を聴き、ユニバーサルデザインの導入を進めました。

県立学校の身体障がい者対応エレベーター設置率は54.1%、多機能トイレ（※）の設置率は93.2%（それぞれ平成25（2013）年度末現在）となっています。

#### ※多機能トイレ

内部が広く、手すり等さまざまな設備を備えたトイレをいい、ベビーシートやベビーチェア、オストメイト対応設備（※※）を備えているものもあります。体の不自由な人ばかりでなく、高齢者、乳幼児連れの人、けがをしている人等にとっても利用しやすいよう配慮されたトイレです。

#### ※※オストメイト対応設備

人工肛門や人工膀胱を保有するオストメイトの人は、便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておく袋（パウチ）を腹部に装着しており、パウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに捨てる必要があります。

オストメイト対応設備とは、パウチに溜まった排泄物を捨てるための汚物流しや、その際にパウチや腹部を洗浄するための水洗器具等をいいます。



整備基準適合証プレート



整備基準適合証プレート  
が設置されている施設

### (4) 快適に利用できる公園の整備

平成24（2012）年度から平成25（2013）年度にかけて熊野灘臨海公園において、多機能トイレ1基およびバリアフリートイレ改修1基の計2基、平成24（2012）年度に北勢中央公園において多機能トイレ1基の整備を行いました。

また、北勢中央公園ほか4公園で、「おもいやり駐車場」の登録をしました。

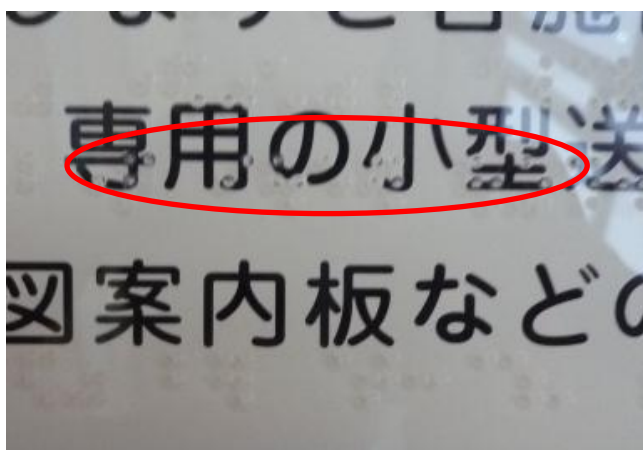


多機能トイレと「おもいやり駐車場」が整備された熊野灘臨海公園

#### (5) 案内表示等の整備

多くの人々が利用する県有施設およびその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めました。

平成 23 (2011) 年度に完成した県伊勢庁舎や平成 26 (2014) 年度に開館した三重県総合博物館 (M i e M u) では、利用者の意見を反映し、点字や外国語付きの案内板を設置するなどわかりやすい表示がされています。



県伊勢庁舎の案内表示  
(点字での案内)



三重県総合博物館 (M i e M u)  
の案内表示 (英語の併記)

## (6) だれもが住みよい住宅の普及

だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向け、住宅のバリアフリー化や耐震化等の優良事例の情報提供を進めてきました。

また、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を、「住まい改修アドバイザー」として「人財バンク」（バリアフリー分野）に323人登録（平成26（2014）年5月現在）し、広く県民の皆さんに情報提供できる環境整備を進めています。



ユニバーサルデザインに配慮された住宅  
（手すりと踊り場の設置）

## (7) 施設整備を担う人たちへの啓発

施設整備にあたり「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準に関する適合性を審査する県および市の職員、UDアドバイザー、建築士等を対象に、県主催の説明会・研修等を平成26（2014）年4月までに計16回実施し、ユニバーサルデザインの考え方や「UD条例」の整備基準等について周知を図りました。

### 3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりが進むよう、事業者の取組を促進するとともに利用者の理解の拡大を図るため、ユニバーサルデザインに関する情報提供や普及啓発を実施してきました。

また、情報の提供にあたっては、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等さまざまな利用者にわかりやすいかたちで情報が発信されるよう、取組を実施してきました。

サービスの提供については、サービスを受ける人それぞれの特性に合わせた利用者本位のサービスの提供が行われるよう、取組を実施してきました。

#### (1) だれもが利用しやすいものづくり

ユニバーサルデザインの視点でさまざまな利用者の要望を反映したものづくりが進むよう、ものづくりを担う人たちに対して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等学習の機会を提供してきました。

また、県では、ユニバーサルデザインに配慮された製品について、その情報をホームページや研修等で紹介するとともに、県が購入する事務用品に選定するなど利用促進に努めてきました。事業者の取組が進んだ結果、ユニバーサルデザインに配慮された製品を利用する機会が多くなっています。

#### ユニバーサルデザインに配慮された製品の例

- ・洗濯物の出し入れがしやすいドラム式洗濯機
- ・文字情報に対応している地上デジタルテレビ
- ・ボタンが大きく使いやすいリモコンや携帯電話
- ・小さな力で使えるはさみ
- ・車いす使用者や育児中の人使いやすい多機能トイレ
- ・取っ手が大きく握りやすいカップ
- ・開封しやすい商品パッケージ

## (2) だれもが利用しやすい情報の提供

だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮等を記載した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン（※）」を作成しました。

また、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等だれもが必要な情報を入手できるよう、県政情報の提供や災害情報の伝達等の場面において、さまざまな手段による情報の提供を進めてきました。

### ※わかりやすい情報の提供のためのガイドライン

県が情報を発信する際に利用するため作成したもので、だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色使いや文字の大きさへの配慮等の方法を定めています。

#### ユニバーサルデザインに配慮された情報の発信の例

- ・ 高齢者や色覚に特性を持った人等のため、文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン（わかりやすい色の組み合わせなど）に配慮された印刷物
- ・ 子どもや外国人等のため、難しい漢字にふりがなをつけた印刷物やピクトグラム（絵文字）を使った表示
- ・ 点字を使った印刷物
- ・ 手話通訳による情報の発信
- ・ 音声コード（文字情報を含んだコード（下記写真）。専用の読み取り装置を使うと音声・点字・テキスト等に出力することができます。）を掲載した印刷物



### (3) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、県の各種申請手続きの電子化等行政サービスにおける利用手続き等の簡素化を進めてきました。

また、筆談での対応を案内するプレートを設置して、聴覚に障がいがある人等に対して円滑に窓口サービスを提供する取組等利用者の視点に立った行政サービスの提供に努めました。



県のホームページでの申請・届出等手続きの総合窓口  
(電子申請や様式のダウンロードができます。)



筆談での対応を案内するプレート

#### (4) だれもが満足感を得られる顧客サービスの提供

県では、事業者が利用者の要望に応じたサービスを提供できるよう、ユニバーサルデザインに関する情報提供やユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等学習機会の提供を進めてきました。

また、平成 25 (2013) 年 6 月に知事が「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、行政が協創しながら、観光面におけるユニバーサルデザインに関する取組を進めることとしました。

#### 日本一のバリアフリー観光県推進宣言

伊勢音頭に「せめて一生に一度でも」と謡われたお伊勢参りに、数多くの参拝客が訪れることができたのは、旅行業のルーツともいわれる御師（おんし）による参拝や宿泊の世話、街道沿いの先人たちのあたたかい手助けのお蔭があったからと言われていています。

時代は下り、障がい者のみならず、誰にとってもやさしいまちづくりにつながるバリアフリー観光の推進に、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが先駆的な活動を始めてから 11 年が経過しました。

三重県民は、先人のおもてなしのこころを継承し、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、行政が協創しながら、日本一のバリアフリー観光を推進する県であることを、記念すべき第 62 回神宮式年遷宮を迎えようとする平成 25 年 6 月、ここ伊勢の地において宣言します。

平成 25 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英敬

#### (5) だれもが参加しやすいイベントの実施

イベントや講演会等において、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル（※）」を活用して、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れてきました。

この「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」については、出前講座やホームページ等を通じて、市町や事業者等への周知を進めています。

また、県では市町等と連携し、手話通訳者および要約筆記者（※）の養成・登録を進めており、登録者数は 330 人（平成 26 (2014) 年 4 月現在）となっています。



#### ※ユニバーサルデザインイベントマニュアル

イベントを開催するにあたって、障がい者、高齢者等、だれもが自由に参加できるイベントにしていくため、県が作成したものです。イベントの企画・準備段階から実施にいたるまでのさまざまな配慮の確認事例等を掲載しています。

#### ※要約筆記者

耳の不自由な人への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

手法としては、「手書き」と「パソコン」があります。「手書き」の場合は、利用者の近くで行う方法と、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）やOHC（オーバーヘッドカメラ）を用いてスクリーンに大きく映し出す方法があります。「パソコン」の場合は、利用者の前にパソコンを置き表示する方法と、プロジェクターを使ってスクリーンに大きく映し出す方法があります。



#### だれもが参加しやすい講演会

- ・大きなスクリーン、大きな文字
- ・手話通訳者や要約筆記者の配置 等

## II これまでの取組の課題

### 1 ユニバーサルデザインの意識の啓発

平成 26 (2014) 年 7 月に実施した「e-モニター調査」では、ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合は 64.1%となっていますが、一方、意味を知っているが関心のない人の割合は 25.2%となっており、ユニバーサルデザインの意識づくりについては、一定の成果は見られるものの、いまだ意識の浸透が十分でない結果となりました。

これについては、「おもいやり駐車場」の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪等にも現れていると思われます。

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現するためには、行政や事業者等が施設のバリアフリー化等ハード面の整備とともに、利用者のニーズに応じたサービスや利用者にとってわかりやすい情報の提供等ソフト面の取組を一体的に実施することが必要です。

さらに一人一人が、互いにおもいやりを持って、ユニバーサルデザインのまちづくりを自分自身の問題としてとらえて行動することが必要です。

また、地域のユニバーサルデザインのまちづくりを担うUD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、後継者の育成が必要です。

今後も引き続き、市町・事業者・UD団体等と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくことが必要です。

### 2 利用者視点のまちづくり

不特定多数の人が利用する施設では、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準に適合し、ユニバーサルデザインに配慮された整備が進められていますが、どの施設が適合施設なのかあまり知られていないのが現状です。

県では、利用者が、「UD条例」に適合した施設かどうかを容易に判断できるよう、適合した施設の管理者等に「整備基準適合証プレート」を配付し、これを掲示してもらった取組を進めていますが、この取組はあまり知られておらず、「整備基準適合証プレート」の意味を知っている県民の割合は 29.7% (平成 26 (2014) 年 7 月実施「e-モニター調査」) となっています。今後は、行政の窓口での説明やイベントでの啓発等さまざまな機会を通じて、利用者、事業者の双方に「整備基準適合証プレート」の取組の周知を図る必要があります。

また、「バリアフリー法」や「UD条例」の制定以前の既存の施設であって、さまざまな制約により構造的な改良が困難な施設であっても、利用者の立場に立った心遣いや行動によって不便さや使いにくさを補うことは可能です。

このように施設を整備する事業者や施設管理者がユニバーサルデザインの意味を理解し、実践できるよう、啓発する取組が引き続き必要です。

### 3 わかりやすい情報・利用しやすいサービスの提供

平成 26 (2014) 年 7 月に実施した「e-モニター調査」では、建築物やバス等公共交通機関が使いやすくなっているとの回答が 66.3%であったのに比べ、製品や情報提供については 44.5%、サービスについては 50.6%であり、ソフト面の満足度が低い結果となりました。

すべての人が自由に行動し、安全で快適に生活するためには、ハード面の整備とともに、さまざまな情報が必要となります。これらの情報については、ユニバーサルデザインに配慮されたわかりやすい情報でなくてはなりません。

しかし、このような配慮がなされていない印刷物やホームページ、施設の案内板等の情報も見られます。

このため、さまざまな人への配慮がなされるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を市町・事業者へも周知し、活用を促進する必要があります。

また、公共施設や公共交通機関、民間の商業施設等において、利用する人に応じたサービスの提供がなされるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等を通じ、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を継続して提供する必要があります。

## Ⅲ これからの取組の視点

### 1 「障害者差別解消法」への対応

平成 28 (2016) 年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されます。この法律では、国・地方公共団体等および民間事業者は事業等を行うにあたって、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利、利益を侵害してはならないこととされています。

また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮（※）について、国・地方公共団体等は提供することが義務となり、民間事業者も提供するよう努力することが必要となります。

県としては、これに対応するため、職員対応要領（※）等の諸規定の整備を進めるとともに、国・市町等と連携して、民間事業者への啓発を行っていく必要があります。

※必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）

障がい者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、障がい者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。（行政機関には法的義務、民間事業者には努力義務となります。）

本人自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思を表明することもできます。

また、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、障がい者が

社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合には、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な配慮に努めることが望ましいとされています。

典型的な例としては、車いす利用者のために段差に板を渡す、高いところに陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮、筆談や読み上げによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮、障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などがあげられます。

#### ※職員対応要領

「障害者差別解消法」の規定により、地方公共団体の機関および地方独立行政法人が作成に努めることとされているもので、障がいを理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応することができるよう、不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示すものです。

## 2 少子化対策としてのユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者だけでなく、子どもや妊産婦、子育て中の人についてもユニバーサルデザインの観点での配慮や支援を強化し、少子化対策にもつなげていくことが必要です。

## 3 バリアフリー観光の推進

平成 25（2013）年 6 月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」をふまえ、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていく必要があります。

また、平成 33（2021）年の第 76 回国民体育大会および第 21 回全国障害者スポーツ大会の開催を控え、県外の人でも安心して訪れることができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。

## 第3章 第3次推進計画の取組

### I 計画の目標（めざす姿）

「UD条例」の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、さまざまな取組を実施していきます。

第3次推進計画では、「これまでの取組の成果」、「これまでの取組の課題」および「これからの取組の視点」をふまえ、

「住む人も訪れる人も、障がいの有無・年齢・性別等に関わらず、だれもが互いにおもいやりを持って行動できるユニバーサルデザインのまちづくり」

をめざして取組を進めていきます。

### II 計画期間

平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4年間を計画期間とします。

### III 施策体系

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、次の施策体系に沿って事業を実施します。

#### 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

- 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

#### 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 1 安全で自由に移動できるまちづくり
- 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

#### 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進
- 2 だれもがわかりやすい情報の提供
- 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

## 施策体系 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

### 総括目標

	指標	現状値	平成 30 (2018) 年度の目標値
1	ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合	64.1%※	70%

※ 平成 26 (2014) 年 7 月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

### 取組方向

障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

#### 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

##### (1) 意識啓発の展開

ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。

また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」や「ベビーカーマーク」に関する取組等ユニバーサルデザインに関する情報を、イベント、ホームページ等さまざまな機会や手段を活用して発信します。

##### 【取組内容】

ア 県のユニバーサルデザインのまちづくりのホームページ等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。

イ 市町、市町等教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。

ウ 自治会・事業者等を対象にユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修を実施します。

エ 多くの人が集まるイベントやショッピングセンター等で、「三重おもいやり駐車場利用証制度」や「整備基準適合証プレート」に関する取組等ユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。

オ 障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な人の外出支援のため、平成 24 (2012) 年 10 月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、利用証が必要な人への周知を図るとともに、事業者等の「おもいやり駐車場」の設置を促進します。

カ 妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、「マタニティマーク」の普及啓発を進めます。

キ 公共交通機関等における子育て中の人の円滑な移動の確保のため、国および交通事業者等と連携し、「ベビーカーマーク」の普及啓発を進めます。

### マタニティマークとは・・・

平成 18 (2006) 年に厚生労働省の「健やか親子 21」推進検討会において検討され、定められたもので、妊産婦が公共交通機関等を利用する際に身につけ、周囲の人が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマークです。



### ベビーカーマークとは・・・

国土交通省が設置した「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討を経て、平成 26 (2014) 年 3 月 26 日に定められました。

「ベビーカーの安全な使用」「ベビーカー利用への理解・配慮」の 2 つの課題に  
応え、ベビーカーを利用しやすい環境づくりを進めるため、「ベビーカー利用にあ  
たってのお願い」とともに定められた「ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク」  
です。

※ 左の案内図記号は、使用者がベビーカーを安心して使用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車いすスペース等）を表します。

右の禁止図記号は、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表します。

案内図記号	禁止図記号

## (2) 人権尊重意識の高揚

県民の皆さん一人一人が、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。

### 【取組内容】

ア ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。

イ 住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。

## 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。

このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう支援します。

また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体と協働して後継者の育成を進めます。

### 【取組内容】

ア 県が養成したUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう、研修や意見交換会を開催し、学習機会の提供を図るとともに、各種の研修の開催情報やユニバーサルデザインに関わる情報の発信を進めます。

イ 地域でのユニバーサルデザインの啓発活動を担う人材を確保するため、UD団体による人材育成の取組を進めます。

ウ ユニバーサルデザインのまちづくりに関わる多様な人材の連携を図り、それぞれが効果的に活動できるよう、情報の共有を進めます。

### (2) すべての人々の社会参加の促進

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。

このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともにその能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めます。



## 【取組内容】

- ア 障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。
- イ 平成 25（2013）年 4 月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組みます。
- ウ 平成 33（2021）年に開催が予定されている第 21 回全国障害者スポーツ大会に向けて、指導者の育成や障がい者スポーツ団体の育成等を行い、障がい者スポーツの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。
- エ 聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳介助員等の養成を行います。
- オ 言語や文化の多様性を認め合い、多言語での情報提供、外国人住民が抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決や多文化共生の啓発等に、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して取り組み、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めます。
- カ 子どもの成長等に関して、子育て中の人および家族を地域全体で支援していくため、人材育成、ネットワークづくり等支援策を実施していきます。
- キ 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症について正しく理解し、認知症の人および家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

## 個別目標

	指標	現状値	平成 30 (2018) 年度の目標値
1	県・市町およびUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	40 校/年	55 校/年
2	県・市町およびUD団体等が事業者等に実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	10 回/年	10 回/年
3	県・市町およびUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	35 回/年	20 回/年
4	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数（累計）	27,000 人	50,000 人
5	「おもいやり駐車場」の登録区画数	3,900 区画	4,500 区画
6	マタニティマークを知っている県民の割合	53.6% （注1）	70%
7	ベビーカーマークを知っている県民の割合	—	25%
8	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	2,067 人/年 （平成 25 (2013) 年度実績）	2,300 人/年
9	県が実施するUDアドバイザーのフォローアップに関する研修等（ユニバーサルデザインセミナーやUD団体意見交換会等）の実施回数	5 回/年	5 回/年
10	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の講習受講者数	62 人/年 （平成 25 (2013) 年度実績）	82 人/年
11	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数	174 団体 （平成 25 (2013) 年度末実績）	215 団体
12	認知症サポーターの数（累計）	102,224 人 （平成 26 (2014) 年 9 月末現在）	175,000 人

※ 現状値は、原則として平成 26 (2014) 年度（見込み）の数値を記載しています。

（注1） 「マタニティマークを知っている県民の割合」については、三重県における調査結果が存在しないため、「母子保健に関する世論調査」（内閣府 世論調査報告書 平成 26(2014)年 7 月調査）の調査結果を引用しています。

## 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

### 総括目標

	指標	現状値	平成30(2018)年度の目標値
1	多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	66.4%※	70%

※ 平成26(2014)年7月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

### 取組方向

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。

また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

## 1 安全で自由に移動できるまちづくり

### (1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、「UD条例」の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。

#### 【取組内容】

ア 県が管理する道路において、幅が広く(2m以上)段差の少ない歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。

イ 主な生活関連経路を構成する道路を中心に、音響信号機、高齢者等感応信号機等バリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

### (2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。

#### 【取組内容】

ア 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化(エレベーターの設置等)を支援します。

イ 路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。

ウ 県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人、路線図等を色彩で識別できない人等にもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。

### **(3) 案内表示等の整備**

だれもが円滑に移動できるよう、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。

また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。

#### **【取組内容】**

ア 県有施設やその周辺において、ピクトグラム（絵文字）を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。

イ 道路案内標識については、基準に基づき、また国・市町等他の道路管理者等と連携して整備を進めます。

## **2 安心して快適に過ごせるまちづくり**

### **(1) 施設整備を担う人たちへの啓発**

平成 33（2021）年に開催が予定されている第 76 回国民体育大会および第 21 回全国障害者スポーツ大会の会場をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、「バリアフリー法」や「UD 条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

### **(2) 快適に利用できる建築物等の整備**

だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「UD 条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮された建築物等の事例をホームページ等さまざまな媒体を活用して紹介します。

また、県立学校等県有施設において、多機能トイレやエレベーターの設置等バリアフリー化を進めます。

#### **【取組内容】**

ア 「UD 条例」の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付し、バリアフリー化した施設の明確化を図ります。

イ 県立学校等県有施設の多機能トイレやエレベーターの設置を利用者の視点に立って進めます。

### **(3) 快適に利用できる公園の整備**

県が管理する公園について、「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、多機能トイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。

### **(4) だれもが住みよい住宅の普及**

「UD条例」に基づき、だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向けた情報提供等を進めます。

また、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を、「住まい改修アドバイザー」として「人財バンク」に登録し、広く県民の皆さんに情報を提供します。

## 個別目標

	指標	現状値	平成 30 (2018) 年度の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,265km (平成 25 (2013) 年度末実績)	1,286 km
2	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	87.2%	91%
3	エレベーターが設置されている駅の数	25 駅	27 駅
4	県・市町が実施するユニバーサルデザインの考え方や「UD条例」についての施設整備担当者向けの説明会等の実施回数	5 回/年	5 回/年
5	商業施設等でバリアフリー化された施設数 (累計)	2,587 施設	3,150 施設
6	県立学校の多機能トイレ設置率	95.9% (71 校/74 校)	100% (74 校/74 校)
7	県立学校の身体障がい者対応エレベーター設置率	56.8% (42 校/74 校)	59% (44 校/74 校)
8	住まい改修アドバイザー研修会の実施回数 (累計)	17 回	21 回

※ 現状値は、原則として平成 26 (2014) 年度 (見込み) の数値を記載しています。

## 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

### 総括目標

	指標	現状値	平成30(2018)年度の目標値
1	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報誌やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	44.5%※	55%
2	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	50.6%※	60%

※ 平成26(2014)年7月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

### 取組方向

利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

#### 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

##### (1) ものづくりを担う人たちへの啓発

ユニバーサルデザインの考え方に配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う工業高等学校の生徒等に対して、研修等ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。

##### (2) ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進

さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報を提供し、利用を促進します。

### 【取組内容】

ア 県民の皆さんが身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、出前講座等学習の機会やホームページ等さまざまな機会や手段を活用して、情報を提供します。

イ 県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮された製品の購入を進めます。

## 2 だれもがわかりやすい情報の提供

### (1) わかりやすい情報提供の意識づくり

だれもが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って、情報を発信していきます。

また、このガイドラインについて、市町、事業者等へも周知し、活用を促進します。

#### 【取組内容】

ア 県が印刷物等を作成する場合において、ユニバーサルデザインに配慮し、文字の大きさや色づかい、外国語の併記等わかりやすい情報の発信を進めます。

イ 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」について、市町、事業者等に情報を提供し、わかりやすい情報の発信を促進します。

### (2) さまざまな方法を用いた情報の提供

視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。

#### 【取組内容】

ア 県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として、印刷物の作成にあたっては、音声コードの掲載等を推進します。

イ 県政情報の提供に際し、聴覚に障がいのある人への配慮として、データ放送や携帯電話での文字情報サービスの活用等を推進します。

ウ 外国人住民が生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページ等を通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。

エ 外国人観光客の利便性の向上を図るため、無料公衆無線LANをみえ旅案内所を中心に、引き続き整備の支援を行っていきます。

オ 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語により防災情報を提供します。



### (3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供

多くの人があつてもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

また、ホームページについては、アクセシビリティ（目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ）の向上とともに、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。

#### 【取組内容】

ア できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

イ 現在の「三重県ウェブアクセシビリティ（※）ガイドライン」の見直しを図り、より一層のアクセシビリティとユーザビリティの向上に努めます。

※ウェブアクセシビリティ

ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できることをいいます。

### 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

#### (1) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、わかりやすい表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めます。

また、平成28（2016）年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、広報活動や職員対応要領の策定を進めるとともに、法施行後も普及啓発に努め、策定した職員対応要領に基づく配慮を実施していきます。

#### 【取組内容】

ア インターネットを活用した電子申請受付システムや県有施設等での施設予約システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。

イ 平成28（2016）年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、県民の皆さんへの広報、啓発活動を進めます。

ウ 「障害者差別解消法」の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領を策定し、これに基づく必要かつ合理的な配慮を実施します。

「障害者差別解消法」とは・・・

正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定され、平成 28（2016）年 4 月から施行されます。

「差別的取扱の禁止（国・地方公共団体等、事業者すべてに法的義務）」や「合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務、事業者は努力義務）」について明記されるとともに、差別を解消するための支援措置について規定されています。

## （2）ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供

商業施設等の事業者に対して、ユニバーサルデザインに関する研修や「障害者差別解消法」に関する啓発等を実施し、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人等それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。

また、ユニバーサルデザインの観点からサービスの向上が図られた施設の情報をホームページ等で提供する仕組みについて検討します。

## （3）バリアフリー観光の推進

平成 25（2013）年 6 月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。

### 【取組内容】

ア 観光客が、観光スポット、観光施設、飲食施設、交通機関等において、観光関連サービスをバリアを感じることなく受けられるよう、施設情報、交通情報、医療機関情報等バリアフリー観光に関する情報提供を進めるとともに、相談に応じられる人材の育成に努め、地域におけるコンシェルジュ（総合案内）機能を強化します。

イ 観光関連サービスを提供する事業者に、バリアフリー観光に関する情報を提供するとともに、バリアフリー観光に関する研修等学習の機会を提供し、従業員のホスピタリティ（おもてなし）の向上を図ります。

ウ バリアフリー観光の視点を取り入れた施設等について、さまざまな媒体を通じて積極的に紹介することにより、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。

#### **(4) だれもが参加しやすいイベントの実施**

県が実施するイベントにおいて、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。また、その手法について、市町・事業者等への展開を進めます。

#### **【取組内容】**

ア 県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、ユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。

イ 県が実施する講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めます。

## 個別目標

	指標	現状値	平成 30 (2018) 年度の目標値
1	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	93.8%	100%
2	ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	86.5%	100%
3	「障害者差別解消法」に基づく県および市町等における職員対応要領の策定状況	—	100%
4	バリアフリー観光案内対応職員数 (観光案内所の機能強化)	—	30人

※現状値は、原則として平成 26 (2014) 年度 (見込み) の数値を記載しています。

## 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

### I 県の取組の進め方

#### 1 県の推進体制

##### (1) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査、審議するため、「UD条例」第9条に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」といいます。）」を設置しています。

推進協議会で第3次推進計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

##### (2) 庁内会議

各部長等で構成する庁内会議で、第3次推進計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

#### 2 さまざまな主体との連携

##### (1) 市町との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のためには、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割が大きいことから、市町担当者会議を定期的で開催し、ユニバーサルデザインに関する情報提供や協議を行います。

また、UD団体等が実施するユニバーサルデザインの取組において、市町との連携が図られるよう支援します。

##### (2) 社会福祉協議会との連携

地域に根ざした福祉教育活動を実践する県・市町社会福祉協議会と、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」や県民の皆さんへの啓発活動において、情報共有や連携を図ります。

##### (3) 市町等教育委員会・学校等との連携

子どもたちに「一人一人がお互いの価値を認め合う」という「UD条例」の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、市町等教育委員会・学校等との連携を図ります。

##### (4) UDアドバイザー・UD団体との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりが、住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うUDアドバ

イザー・UD団体と連携を図りながら啓発活動を進めます。

また、地域における身近なユニバーサルデザインのまちづくりの取組については、UDアドバイザーやUD団体と市町、市町社会福祉協議会等との連携が図られるよう支援します。

## II さまざまな主体の役割

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が自らの役割を果たすことに努め、協力しあうことが必要です。

### 1 県民の皆さん一人一人の役割

すべての人が自由に移動でき、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためには、交通環境や施設の整備に加え、県民の皆さん一人一人が、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践するとともに、利用者の立場から積極的に参画することが期待されます。

また、それぞれの家庭や地域において、お互いの個性を認め、相手の立場に立って考えられる価値観を持てるような教育を行うことや、「おもいやり駐車場」の不適正利用のような障がい者、高齢者等の移動の妨げとなる行為をしないこと等が求められます。

さらには、災害時の情報や防災情報等安全・安心に関する情報が、近隣の障がい者、高齢者、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等に伝わるよう、県民の皆さん一人一人が、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが必要です。

### 2 市町の役割

ユニバーサルデザインの推進において、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割は大きく、まちづくりや各種行政サービスの提供等、さまざまな分野において地域の団体や社会福祉協議会等と連携して、ユニバーサルデザインの展開を担うことが求められます。

また、平成 28（2016）年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されることをふまえ、同法に規定される職員対応要領の策定・実践により、すべての人が満足できる行政サービスの提供をめざすことで地域の事業者等の模範となることが求められます。

### 3 UDアドバイザー・UD団体の役割

UDアドバイザー・UD団体には、ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うことが求められます。

また、「障害者差別解消法」の施行を控えて、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が増す中、とりわけ事業者等への啓発について、積極的に関わっていくことが求められています。

#### **4 地域の団体の役割**

さまざまな分野で幅広い活動を行うNPO等地域の団体は、行政と事業者等、県民の皆さんをつなぐ役割が期待され、社会を支える重要な担い手となっています。

このことから、ユニバーサルデザインのまちづくりの展開にあたって、行政、事業者等、地域の団体、県民の皆さんが連携・協働し、活発な活動を行うことが求められます。

また、地域の団体が、それぞれの組織の中でユニバーサルデザインに関する学習機会を設け、活動の拡大・充実を図ることが期待されます。

#### **5 事業者の役割**

事業者は、県民の皆さんに製品やサービスを提供する立場として、できる限り多くの利用者の利便性や快適性を高めるため、さまざまな立場にある利用者の期待や要望を把握し、ユニバーサルデザインに配慮された製品やサービスを提供していく取組が求められます。

また、「障害者差別解消法」では、障がい者に対する差別的取扱いが禁止され、合理的配慮を提供することが求められるため、すべての人が利用しやすいものづくりや満足感を得られるサービスの提供を行うことができるよう、従業員等に対してユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ることが一層求められます。

### **Ⅲ 計画の進捗管理**

「UD条例」第9条に基づき設置されている推進協議会において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

### **Ⅳ 計画の見直し**

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等について、必要があれば見直しを行います。

## 関係する主な法令

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成 18（2006）年施行

高齢者、障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に、従来の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合・整理し策定された法律です。

主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造および設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等およびこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等について規定しています。

### ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 19（2007）年施行

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的として制定された条例です。

平成 11（1999）年に「バリアフリーのまちづくり推進条例」として制定されましたが、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組む方針を明確にするため、平成 19（2007）年 3 月に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として改正しました。



# 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

題名改正〔平成一九年条例一七号〕

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等（第七条—第九条）

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策（第十条—第十六条）

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備（第十七条—第二十条）

第二節 特定施設の整備（第二十一条—第二十六条）

第三節 公共車両等の整備等（第二十七条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社

会生活において制限を受ける者をいう。

三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第九号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十三号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

### （県の責務）

第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

### 第四条 削除

### （事業者の責務）

第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

### （県民の責務）

第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

## 第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

### (基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

### (ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

### (啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

### **（教育の充実等）**

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

### **（ボランティア活動等の促進）**

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

### **（安全な生活の確保）**

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

### **（人材の養成等）**

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

### **（福祉用具等に関する研究開発等）**

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

### **（情報の利用等）**

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

## **第四章 公共的施設等の整備**

### **第一節 公共的施設の整備**

#### **（整備基準）**

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

### （整備基準の遵守）

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

### （適合証の交付）

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

### （維持保全）

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

## 第二節 特定施設の実備

### （事前協議）

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

### (工事完了の届出)

第二十二條 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

### (完了検査)

第二十三條 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

### (勧告)

第二十四條 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第二十一条第一項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、第二十一条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

### (公表)

第二十五條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

### (報告の徴収及び立入調査)

第二十六條 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第三節 公共車両等の整備等

### （公共車両等の整備）

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

### （公共工作物の整備）

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

### （住宅の整備）

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

## 第五章 雑則

### （国等に関する特例）

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

### （委任）

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

**(施行期日)**

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第十七号）

**(施行期日)**

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

**(三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)**

2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。



## 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 委員

平成 27(2015)年 2月現在  
五十音順（敬称略）

氏 名	所 属 等
安部 悦子	公募委員
生田 京子	名城大学 理工学部 准教授
北出 庄市	一般社団法人 三重県建築士会（北出建築設計事務所）
小柴 眞治	三重県商工会議所連合会 （株式会社三重電子計算センター 代表取締役社長）
谷口 弘幸	公益社団法人 三重県バス協会（三重交通株式会社 バス営業部長）
前田 秋子	ユニバーサルデザイン志摩 代表
増田 政俊	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 名古屋輸送統括部 施設部工務課長
○松田 靖利	公益社団法人 三重県障害者団体連合会 （三重県脊髄損傷者協会 会長）
水谷 泰造	三重県市長会（四日市市健康福祉部障害福祉課 参事兼課長）
◎宮崎つた子	三重県立看護大学 看護学部 教授
森岡 律弥	三重県町村会（大紀町健康福祉課長）
守本 友美	皇學館大学 現代日本社会学部 教授
山下 典子	公募委員
山本 和寿	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 総務企画部 部長
和田 京子	特定非営利活動法人 伊賀の伝丸 代表理事

◎は会長、○は副会長







ユニバーサルデザインのまちづくりに対する関心を高め、親しみやすいイメージを持てるよう、2003（平成15）年に三重県が公募し、制定したシンボルマークです。

壁を通り越して、お互いがわかり合い、協力しあおうと、手を握り合っている様子を表しています。

第3次  
三重県ユニバーサルデザインの  
まちづくり推進計画 2015-2018

---

みんなでつくる だれもが暮らしやすい みえのまち

2015（平成27）年4月  
三重県 健康福祉部 地域福祉課  
ユニバーサルデザイン班  
〒514-8570 三重県津市広明町13  
TEL 059-224-3349 FAX 059-224-3085  
Eメールアドレス ud@pref.mie.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.pref.mie.lg.jp/ud/hp/>